

魁頭露紒，如旻兵，衣布袍，足履革躡躅。其國中有所爲及官家使築城郭，諸年少勇健者，皆鑿脊皮，以大繩貫之，又以丈許木錘之，通日嚙呼作力，不以爲痛，旣以勸作，且以爲健。常以五月下種訖，祭鬼神，羣聚歌舞，飲酒晝夜無休。其舞，數十人俱起相隨，踏地低昂，手足相應，節奏有似鐸舞。十月農功畢，亦復如之。信鬼神，國邑各立一人主祭天神，名之天君。又諸國各有別邑，名之爲蘇塗。立大木，懸鈴鼓，事鬼神。諸亡逃至其中，皆不還之，好作賊。其立蘇塗之義，有似浮屠，而所行善惡有異。其北方近郡諸國差曉禮俗，其遠處直如囚徒奴婢相聚。無他珍寶。禽獸草木略與中國同。出大栗，大如梨。又出細尾雞，其尾皆長五尺餘。其男子時時有文身。又有州胡在馬韓之西海中大島上，其人差短小，言語不與韓同，皆髡頭如鮮卑，但衣韋，好養牛及豬。其衣有上無下，略如裸勢。乘船往來，市買韓中。

辰韓在馬韓之東，其耆老傳世，自言古之亡人避秦役來適韓國，馬韓割其東界地與之。有城柵。其言語不與馬韓同，名國爲邦，弓爲弧，賊爲寇，行酒爲行觴。相呼皆爲徒，有似秦人，非但燕、齊之名物也。名樂浪人爲阿殘，東方人名我爲阿，謂樂浪人本其殘餘人。今有名之爲秦韓者。始有六國，稍分爲十二國。

弁辰亦十二國，又有諸小別邑，各有渠帥，大者名臣智，其次有險側，次有樊濊，次有殺奚，次有邑借。有已柢國、不斯國、弁辰彌離彌凍國、弁辰接塗國、勤耆國、難彌離彌凍國、弁辰古資彌凍國、弁辰古淳是國、冉奚國、弁辰半路國、弁辰樂奴國、軍彌國（弁軍彌國）、弁辰彌烏邪馬國、如湛國、弁辰甘路國、戶路國、州鮮國（馬延國）、弁辰狗邪國、弁辰走漕馬國、弁辰安邪國（馬延國）、弁辰瀆盧國、斯盧國、優由國。弁辰韓合二十四國，大國四五千家，小國六七百家，總四五萬戶。其十二國屬辰王。辰王常用馬韓人作之，世世相繼。辰王不得自立爲王。土地肥美，宜種五穀及稻，曉蠶桑，作縑布，乘駕牛馬。嫁娶禮俗，男女有別。以大鳥羽送死，其意欲使死者飛揚。三國出鐵，韓、濊、倭皆從取之。諸市買皆用鐵，如中國用錢，又以供給二郡。俗喜歌舞飲酒。有瑟，其形似筑，彈之亦有音曲。兒生，便以石厭其頭，欲其扁。今辰韓人皆扁頭。男女近倭，亦文身。便步戰，兵仗與馬韓同。其俗，行者相逢，皆住讓路。

〔一〕魏略曰：明其爲流移之人，故爲馬韓所制。

〔二〕魏略曰：其國作屋，橫累木爲之，有似牢獄也。

弁辰與辰韓雜居，亦有城郭。衣服居處與辰韓同。言語法俗相似，祠祭鬼神有異，施竈皆在戶西。其瀆盧國與倭接界。十二國亦有王，其人形皆大。衣服潔清，長髮。亦作廣幅細布。法俗特嚴峻。

【解説】 会意。一と寸とを組み合わせた形。一は先祖の霊を祭る廟みたまやの屋根の形で、廟などの重要な建物をいう。金文には、寸の部分かんが干かん(盾)を手又(又)に持つ字形(金文2)があり、また「厥の友(友官)と以もつに守る」とあって、重要な建物を「まもる」ことをいう。のちすべての物やことについて「まもる」の意味に用いる。

【用例】 守死・死守 命がけて守ること / 守拙 世渡り下手な自分の生き方を守ること / 守備 自分の陣を守ること / 嚴守 きびしく守ること / 保守 正常な状態などを守り維持すること。また、伝統を守り、物事を急に変えようとしないこと / 留守 外出して家にいないこと

朱

6画
シユ
あか・あけ

木

金文1

𣎵

金文2

𣎵

金文3

木

篆文1

【解説】 象形。木の幹の部分に肥点(●)を加えている形。木の株の部分という字であると解釈できるが、字をその意味に用いた例はない。朱は色の名の「あか」の意味に用いるので、「説文」六上に「赤心の木(中心の赤い木)なり」とするが、朱は朱砂(朱砂)(水銀の硫化鉱物)を固めて薫蒸(いぶして蒸し)し、水銀を分離する方法を示す字である。朱色は水銀からとられたのであろう。金文に突つとかく字(金

文3)があり、上部の穴は薫蒸するときの煙抜けである。

朱は草木の汁からとった色とちがって、鉱物質のものであるから色があせることがなく、三千年以上も経過している殷代の墓から出土する祭器の類には、塗られた朱色が色鮮やかに残っているものが多く、ときにはその器が朽ちて朱だけが土に附着していることがある。その色鮮やかな朱色の土を花土かどという。古代の人びとは、朱を生なまの色、不死の色と考かんえていたようである。

【用例】 朱印 朱色の印判を押すこと。また、その印 / 朱筆 朱墨を付けて書く筆。また、朱色の書き入れ / 朱墨 朱色の墨。しゅずみ

取

8画
シユ
とる・めとる

耳

甲金1

耳

金文1

取

篆文1

【解説】 会意。耳と又(又)とを組み合わせた形。又は手の形。戦場で討ちとった者の左の耳を、討ちとった証拠として手で切り取ることを取という。敵の耳を切り取るの意味から、すべての物やことについて「とる、うばう」の意味となり、また「めとる」の意味にも用いる。討ちとった敵の左耳を切り取って持ち帰り、その数を数えて軍功を決めた。耳を切り取ることを取、また職しやく(みみきる)といい、

巡狩というが、それは巡守の意味である。

首

9画
シユ
くび・おき・はじめ

首

金文1

首

金文2

首

篆文1

【解説】 象形。頭の髪の毛と目とをしるした、首の形。目は顔面を表現し、その上に頭髮をつけている。首を逆さまに懸かけている形は鼎(か)である。異族の者の首を携かえて、その呪力(呪いの力)によって邪霊を祓はらい清めて進むことを導(みちびく)といい、祓はらい清められたところを道(みち)という。首は人体の中でもとくに大切な部分であるから、中心になる人(おき、かしら)やもの意味となり、首長(団体の長)・首領(かしら)・首都(国の中央政府のある都市)のようである。また首は人体の最上部分のところにあるから、首位(第一の地位)・首唱(まっさきに言い出すこと)・首尾(頭と尾)。また、初めと終わり(道)のようになり、「第一、はじめ」の意味に用いる。

株

10画
カ
シユ
かぶ

株

篆文1

【解説】 形声。音符は朱。朱は木の幹の部分に肥点(●)を

首を切り取ることを齧(く)びきる」という。切り取った耳が多いとき、上から覆って取り集めることを最(も)とい、指先でつまむようにして取ることを撮(と)という。聚(あつ)まる)も、もと切り取った左耳を取り集めることをいう字であったと思われる。

【用例】 取材 記事や作品の材料・題材を取り集めること / 取得 手に入れること / 進取 意欲的に物事に取りくんで行くこと / 聴取 事情を聞き取ること

狩

9画
シユ
かる・かり

犬

甲金1

犬

甲金2

犬

金文1

犬

金文2

犬

篆文1

【解説】 形声。音符は守。狩(かり)する(こと)の狩には、もと獸(獣)の字を用いた。獸は響(きょう)と犬とを組み合わせた形。響の上部は單(単)で、二本の羽飾りのついた楯(たて)の盾の形で、狩猟のときに使用した。下部の口は匕(神)への祈りの文である祝詞(のりと)を入れる器の形)で、狩猟に先だだって行う狩猟の成功を祈る儀礼を響(きょう)という。これに獵犬の犬を加えて獸となり、狩猟の意味に用いる。獸が狩のものと字であるが、のち狩猟によって捕らえた「えもの、けもの」をいう字となり、「かり、かりする、かる」の意味には形声の字の狩が作られた。天子が諸国を視察することを

倭人傳

倭人在帶方東南大海之中依山島為國邑舊百餘國漢時有朝見者今使譯所通三十國從郡至倭循海岸水行歷韓國東南東到其北岸狗邪韓國七千餘里始度一海千餘里至對海國其大

官曰卑狗副曰卑奴母離所居絕島方可四百餘里土地山險多深林道路如禽鹿徑有千餘戶無良田食海物自活乘船南北市糴又南渡一海千餘里名曰瀚海至一大國官亦曰卑狗副曰卑奴母離方可三百里多竹木叢林有三千許家差有田地耕田猶不足食亦南北市糴又渡一海千餘里至末盧國有四千餘戶濱山海居草木茂盛行不見前人好捕魚鰓水無深淺皆沉沒取之東南陸行五百里到伊都國官曰爾支副曰泄謨觚柄渠觚有千餘戶世有王皆統屬女王國郡使往來

魏志三十一 二十六

常所駐東南至奴國百里官曰兜馬觚副曰卑奴母離有二萬餘戶東行至不彌國百里官曰多模副曰卑奴母離有千餘家南至投馬國水行二十日官曰彌彌副曰彌彌那利可五萬餘戶南至邪馬壹國女王之所都水行十日陸行一月官有伊支馬次曰彌馬升次曰彌馬獲支次曰奴佳鞮可七萬餘戶自女王國以北其戶數道里可得略載其餘旁國遠絕不可得詳次有斯馬國次有已百支國次有伊邪國次有都支國次有彌奴國次有好古都國次有不呼國次有姐奴國次有對蘇國

次有蘇奴國次有呼邑國次有華奴蘇奴國次有鬼國次有為吾國次有鬼奴國次有邪馬國次有躬巨國次有巴利國次有支惟國次有烏奴國次有奴國此女王境界所盡其南有狗奴國男子為王其官有狗古智卑狗不屬女王自郡至女王國萬二千餘里男子無大小皆黥面文身自古以來其使詣中國皆自稱大夫夏后少康之子封於會稽斷髮文身以避蛟龍之害今倭水人好沉沒捕魚蛤文身亦以厭大魚水禽後稍以為飾諸國文身各異或左或右或大或小尊卑有差計其道里

あった。漢塚にもなお「死、此の下に在り」とあつて、死を屍の意に用いる。金文では死を司・治の義に用いる。「康鼎」「王、命す。王家を死嗣せよ（治めよ）」「師獸駘」「女有佳れ小子なるも、余、女に命じて我が家を死めしむ」、「毛公鼎」「死めて動せしむること母れ。余一人位に在り」など、その例が多い。いずれも仮借義である。尸を主る、死を司・治の義に用いて、これらの字を不祥として避けることがないのは、わが国の古俗と大いに異なるところである。死を生死の意に用いるのは「詩」「書」などの文献に至つてからのことである。葬（葬）は死（屍）の草間にある形、その枯槁の骨をおくところは藪で、薙露・蒿里は挽歌、蒿里とは墓所をいう。死生は儒家に至つて論ぜられ、莊子に至つてこれを超克する思想的努力がなされた。儒家は葬礼を主とする巫祝の徒、莊子学派は古代の祭司階級の人びとであつたと思われる。

【糸】₆ 糸 12 さいしとんと
篆文 糸 甲骨文 糸 金文 糸
会意 旧字は絲に作り、二糸に従う。糸は糸たばの形。「説文」十三上に「蠶の吐く所なり」とあり、生糸をいう。ト文に桑の葉の上に蚕をかく字があり、また蚕示（蚕の神）としてその神を祀る。のちにも王后に親蚕の儀礼があり、神衣や祭服はその糸で作

【址】₇ 址 7 ちしとんと
篆文 址 甲骨文 址 金文 址
形声 声符は止。字はまた阡に作る。「説文」十四下に「阡は基なり」とあり、重文として址を録する。址は神梯の象であるから、聖所のあるところとして、阡の字がふさわしい。土部と自（阜）部との字には、通用するものが多い。

【致】₇ 致 7 ちしとんと
篆文 致 甲骨文 致 金文 致
会意 子と攴に従う。子を殴つて戒め、勉めさせる意であらう。「説文」下に「致致は汲汲なり（段注本）」という。字は教（教）と同じく攴に従う。「書、益稷」に「予、日に致致せんことを思ふ」とあり、「史記、夏紀」に「季季」に作るものは、假借である。

【志】₇ 志 7 ちしとんと
篆文 志 甲骨文 志 金文 志
形声 字の初文は之に従い、之声。土はその楷書化した字形である。「説文」十下は大徐新修として加えた十九文の「意なり」と訓し、次条の「意は志

られた。祭服を絲衣という。すべて細くて長く、数の多いものを糸という。金文に糸を「絲の」のように用いる例がある。

【至】₆ 至 6 いたるはなはだ
篆文 至 古文 至 甲骨文 至
会意 矢の倒形と一とに従う。一は矢の到達点。そこに矢の至ることをいう。「説文」十二上に「鳥飛んで高きよりし、下りて地に至るなり。一に従ふ。一は猶地の」ときなり。象形。上に去らずして、下に至りて来るなり」と、鳥が地に降り来る形とする。不字糸十二上に「鳥飛んで上翔し、下り来らざるなり。一に従ふ。一は猶天の」ときなり。象形」とあるのと対応する字説である。ト文・金文の字形は矢の到達するところを示しており、到の字はこの形に方法で、これによって地をえらぶ。重要な建物などの設置には、ト宅占地のことが行なわれたが、字形によって考えると、室・臺（台）などはこの方法によるものであらう。また歩いて至ることが、重要な儀礼の際の作法であつたらしく、卜辭に「父乙に禦るに商に至る」、「書、召誥」「王、朝に周（宗周）より歩いて、則ち豊（豊京）に至る」、「書、多方」「王、奄より来り、宗周に至る」のようにいう例が多い。のち至極・至上の意に用い、「莊子」には人

【私】₇ 私 7 わたくしひそかに
篆文 私 甲骨文 私 金文 私
会意 禾と厶とに従う。禾は稲などの穀物。厶は私（巨）の象形。私を用いて耕作する人を私という。「説文」七上に「禾なり」というがその用例はなく、私とは私属の耕作者で、隸農的身分のものをいう。「韓非子、五蠹」に「私に背く、之を公と謂ふ」というが、公（公）は祭祀儀礼の行なわれる場所の平面形で、厶に従う字ではない。公は族長貴族、私はその私属の隸農である。「詩、小雅、大田」「我が公の田に雨ふり 遂に我が私に及べ」の私は私有地。またその耕作権をもつ隸農をいう。「大雅、崧高」は、謝城の建設を歌うものであるが、「其の私人を選さしむ」とあり、私属の農夫を入植させることをいう。私とはその身分をいう。「私かに」の意に用いる窃私・私親などは、その転義。わが国では自称の「わたくし」の字に用いる。私の字義との関係に、興味がもたれる。

【家】₇ 家 7 ぶた
篆文 家 古文 家 甲骨文 家 金文 家
象形 豕の形。「説文」九下「豕なり。其の尾を竭す。故に之を家と謂ふ」とあるが、「尾を竭す」とは何の意か知りたが。家は犠牲として用いられることが多く、卜辭には牛・羊と並んで祭祀に用いられ、また建造物の奠基として埋められていることも多い。「左伝、莊八年」に「家、人のごとく立ちて啼く」という怪談話がある。

の理想態を至人と称している。

【芝】₆ 芝 6 しば
篆文 芝 甲骨文 芝 金文 芝
形声 声符は之。「説文」二下に「神艸なり」とあつて、靈芝をいう。一歳に三華あり、これを服用すると、軽身延年の功があるとされ、不死の草とよばれている。菌の類であるから、また菌芝ともいう。「抱朴子、仙藥」に、その詳しい記述がある。「楚辭」に香草として蘭とともにしばしば歌われており、芝蘭はまた君子・高人にたとえられる。神仙の居を芝成、朝廷の台閣、転じて高官を芝蘭、後宮の庭を芝砌、また人を尊んで芝容・芝眉という。わが国の芝居は、芝生のあるところで演じたことから起こつたとされる。古くは猿楽・曲舞・田楽などをはじめ、ものみ遊山にもその語を用いた。

【到】₈ 到 8 トウタウウ
篆文 到 甲骨文 到 金文 到
会意 金文の字形は致に作り、至と人とに従う。至は矢の到達するところ。そこに人の立つ形である。矢の到達点に人がいたることをいう。「説文」十二上に「至るなり」と訓し、刀声の字とするが、金文の字形は人に従つて致に作る。「晉書」に「用て茲の人を致さしむ」とあり、致の義とする。致は金文では「致る」と「致す」の両義に用いるが、のち到達の到と、致送の致とに分化したものと思われる。矢屋・室・臺（台）の字は、みなその形に従うている。

【家】₇ 家 7 ぶた
篆文 家 古文 家 甲骨文 家 金文 家
象形 豕の形。「説文」九下「豕なり。其の尾を竭す。故に之を家と謂ふ」とあるが、「尾を竭す」とは何の意か知りたが。家は犠牲として用いられることが多く、卜辭には牛・羊と並んで祭祀に用いられ、また建造物の奠基として埋められていることも多い。「左伝、莊八年」に「家、人のごとく立ちて啼く」という怪談話がある。

3 「倭」と「倭人」の区別

松本清張氏は、この「倭」と「倭人」について次のような見解を示した。

「三世紀には南朝鮮の一角も北部九州も倭の民族が居住し、両地域は同一文化と生活圏だったと思う。南朝鮮に北九州の倭種が移動して植民地をつくったのでもなければ、その逆でもなかった。もちろん両者の交通はあったが、もともとは両地域に以前から住んでいたのであって、分りやすくいうと南朝鮮と日本列島と『倭種の国』が二つ存在していたのである。この二つの『国』はそれぞれ独立していて、相互に政治的な関連も統一もなかった。それで陳寿は『東夷伝』を書くについて、両者を区別するために南朝鮮の『倭種の国』を『倭』と表現し、日本列島のそれを『前漢書』にならって『倭人』と書き表わしたのである」（『太陽』、一九七一年七月号）

さらに松本氏は、弁辰条の産鉄記事についても、次のようにのべた。「『国は鉄を出す。韓、濊、倭、皆従って之を取る』というのは弁辰の四方隣国にこうした三国があったことをいうのであり、北九州から倭種が出むいて鉄を得ていたのではない」

井上秀雄氏もまた「倭」と「倭人」を区別し、「倭」の位置を「朝鮮半島南端部」とし「三世紀の韓族社会はまだ権力支配を知らない農村共同体の社会であった」（『古代朝鮮』・日本放送出版協会、一九七一年）としている。

4 鉄器文化の伝播

朝鮮半島の鉄器文化は、戦国末から秦・漢初（前三〇〇～前二〇〇年）、中国東北地方から漢文化とともに南下し、西北朝鮮に鑄造鉄器があらわれる。やがて前漢が元封三年（前一〇八）に楽浪郡を設置してからは、楽浪郡の官人層がもたらした漢の鉄器文化が大きな影響を与えた。

この段階（前一〇八～後一五〇年）で、朝鮮の在地豪族層の墳墓のなかに鉄製の刀剣、戟、槍、小札甲冑、馬具、工具などがあらわれている。

弁辰の産鉄記事の時期は、後漢晩期から魏の帯方郡支配まで（後一五〇～後二五〇年）にあたり、鉄器の種類も武器、工具、農具、漁労具や各種の生活用具に鉄器が普及する。また、この時期の製鉄遺跡が漢江と洛東江の流域から発見されているが、その生産規模は自給的な水準を超えるものはない。

一方、中国の漢・三国時代の鉄生産は、すでに前漢・武帝（前一四一～前八七年）のとき、全国に鉄官四十九カ所を設けて官営化した。鉄器の普及ははじめ中原地区に集中したが、やがて広東、広西、雲南、新疆、遼寧など辺遠の地にも及び、前漢代に農耕具が鉄器化した。漢代の製鉄遺跡は、いずれも壮大な

規模をもち、その技術もきわめて高い水準に達していた。河南省・南陽の製鉄址は、総面積一二万平方メートルで、十七基の熔炉（図 16）が発掘された。河南省・巩県鉄生溝の炉は、高炉や反射炉をそなえ、鄭州・古滎鎮の高炉は平面六×五メートル、高さ四・五メートルという巨大なものが発掘されている。また鉄製品の加工技術も、鑄造品の柔化、焼入れ、滲炭法による鋼生産などがみられる。こうした中国の鉄器文化が朝鮮北部に入り、さらに朝鮮南部から対馬、壱岐を経て九州北部に入ったとみられる。ただ、この北方経由の初期の鉄器は鑄造品で、楽浪郡の成立あたりを境にして朝鮮の鉄器は鍛造品に変わっている。この段階とみられる京畿道加平郡邑馬場里の製鉄遺跡では、砂鉄を原料とした製煉が指摘されている。中国での製鉄原料は、中原地区では鉄鉱石で、江南地区に砂鉄を用いた技術があったとみられている。ある段階に江南の技術が朝鮮南部に入った可能性は、他の遺物からも推測される。楽浪期の朝鮮南部の土壌墓には、凸形の鉄板の両端を丸めて袋部を作った斧がある。この形の斧は、鉄器の伝播コースにそって、対馬—九州北部にひろく分布するが、中国では北方が鑄造品でまったく形態が異なり、南方の漢代鉄斧のなかに、朝鮮・日本タイプの鍛造鉄斧が見出される（図 17）。また、忠清南道・瑞山の土壌墓群でもこの種の鉄斧とともに江南地方の系統をひく土器が出土している。砂鉄製煉の伝播コースは、まだ不明であるが、江南から直接朝鮮南部と九州北部に伝播した可能性も無視できない。

第二節 九州北部の鉄器

1 墓制の移行と鉄器の普及

魏志倭人伝のなかで、畿内説、九州説をとわず、対馬、一大、末盧、伊都、奴、不弥の六国は、対馬、壱岐および九州北部にあてゝることに異論はあまり聞かない。また、この六国は邪馬台国の支配下にあったとみる説が多い。したがって、この地域の弥生後期の考古学的事実は、邪馬台国の所在を畿内とみる説の場合でも、確実に邪馬台国の政治や文化を示すものとしてとらえなければならない。とくに鉄器の普及状態は、農業をはじめとする諸生産の発展段階と深く結びついており、同時にその地域に成立したクニの軍事的強弱をおしはかる一つの目処として注目に値するであろう。

対馬の鉄器は、下県群郡豊玉町佐保シゲノダンの石蓋土壌墓や箱式石棺墓（弥生後期前半）の出土品に、その性格が典型的にうかがわれる。

鉄製品は劍三、矛一、刀子一、^{やりがんな} 鉞 二、^{やじり} 鏃 三などひじょうに豊富で、さら

に十字形把頭、馬鐸、^{たく} 釧^{くしろ}などの朝鮮系青銅器、中広形銅矛、巴形銅器などの

魏志倭人伝と考古学

奥野正男

第一節 鉄器時代の開幕

1 弁辰地方の鉄生産に倭国はどう関わったか

『三国志』魏志・東夷伝・弁辰条に次のような記事がある。

「国は鉄を出す。韓、濊、倭みな従いてこれを取る。諸々の市買みな鉄を用い、中国が錢を用いるが如し。またもって二都に供給す」この記事は、これまで朝鮮半島南部の弁辰地方でさかんに鉄生産がおこなわれていたことを示すとともに、日本列島から倭人が進出し、鉄を入手していた文献史料として、よく引用されてきた。

「倭人がこの弁辰地方を踏み台にして、その北方の辰韓に産する鉄を求めていた」（井上光貞『日本の歴史』1・中央公論社、一九七〇年）

「わが国では鉄の素材（地金）を輸入し、加工した場合が大部分ではないか」（和島誠一・潮見浩「鉄および鉄生産」、『日本の考古学』V・河出書房、一九六七年）

さらに、この鉄を取っていた倭と公孫氏の関係については、次のような見解もある。

「公孫氏という朝鮮南部を強力支配する権力により、朝鮮の鉄に対するなかば黙認、なかば合法的な権益が保障されたとすれば、その鉄を、濊は樂浪郡に、韓と倭は帯方郡に、一部供給する義務があったこともよくわかる」（山尾幸久『魏志倭人伝』・講談社、一九七二年）

以上の諸説は、いずれも魏志・東夷伝の「倭」を日本列島の「倭人」と同じとみなし、倭人が朝鮮南部で、鉄生産に従事していたと解釈している。

鉄の生産というのは、古代の場合、とくに直接鉄生産にしたがう工人のほかにも、関連する諸物資の生産態勢に多大な労力が必要だったとみられる。たとえば砂鉄を集めたり、鉄鉱石を採掘するのに膨大な労働力が確保されなければならない。さらに製鉄に必要な大量の燃料がいる。また、こうした作業にしたがう人々の食糧の供給が欠かせない。したがって、弁辰で鉄を取る倭がもし日本から行っていた人々とするならば、当時、弁辰地方には一種の“植民地”のような地域が確保されていなければ、そこでの鉄生産などはつづけることができないであろう。だが、弁辰でもし倭国が大規模な鉄生産をおこない、その製鉄技術者の集団が邪馬台国の支配下にあるのであれば、なぜその鉄生産を倭国内でしなかったのか。そのことが、むしろ疑問となる。後述するが、弥生中期後

半以降、楽浪文化のつよい影響をうけた九州北部では、鉄戈などの大形鉄製武器が国産され、弥生後期の段階ではほぼ完全に鉄器社会に入っている。また、筑前・肥前を中心とする地域で量産された青銅製品が西日本の各地に流通するなど、鍛冶・冶金の分野ではかなり高度な技術が完成していたとみられる。こうした倭国内で鉄生産をするほうがあらゆる面から有利なはずである。すでにのべたように後漢末から三国期、帯方郡太守が韓族から攻められて戦死するような、流動的な政治情勢にあった弁辰地方で、倭国の“植民地”的な鉄生産が維持されたとみるのは、きわめて疑わしい。

2 「倭と接す」の解釈

それでは、この弁辰条にみえる「倭」とはなにか。魏志・東夷伝・韓条には、次のような記事がある。「韓は帯方の南にあり。東西は海をもって限りとなし南は倭と接す」「その（弁辰の）瀆盧国は倭と界を接す」この「倭」を日本列島の倭国と解釈する論者は、この「倭と接す」「倭と界を接す」の意味を、玄界灘、あるいは朝鮮海峡をはさんで接すという理解をしているのである。しかし、東西と南が海にかこまれ、倭が海のむこうの南にある状況を「東西は海をもって限りとなし、南は倭と接す」「倭と界を接す」などと書くかどうか。少し疑問が残る。

東夷伝のなかには、多くの国々の位置が記されているが、いずれも「接す」という場合は地上の界をさしている。「夫余は長城の北、玄菟を去ること千里にあり。南は高句麗と、東は挹婁と、西は鮮卑と接す」「高句麗は遼東の東千里にあり。南は朝鮮・濊貊と、東は沃沮と、北は夫余と接す」「東沃沮は高句麗の蓋馬大山の東にあり。大海に浜いて居す。その地形は東北が狭く、西南が長く千里とすべし。北は挹婁・夫余と、南は濊貊と接す」「挹婁は夫余の東北千余里にありて大海に浜う。南は北沃沮と接し、いまだその北の極まるところを知らず」「濊は南は辰韓と、北は高句麗・沃沮と接し、東は大海に極まる」こうした記述はみな陸つづきで、海をへだてて接している国はないが、また『三国志』中にも管見では、海をへだてた国を「界を接す」としている用例は見出せない。したがって、東夷伝の記述にしたがうと、「倭」が朝鮮半島の南部の海岸にあったとみることができるのである（図15）。

一 甲骨文字と金文

漢字が生まれたのは、今からほぼ三千三百年前、殷王朝の武丁（王の名）のころのことであった。当時の殷王朝の都であった河南省の北端に近い安陽市西北部の小屯の地で、地下深くに多くの殷王の墓室が発見され、その付近から、王室が占いに用いていた亀甲と獣骨が鄭重に埋められているのが発見された。亀甲は亀の腹の甲、獣骨は獣の骨、主として牛の肩胛骨で、そこには卜いに関する文字が刻まれている。その文字を甲骨文字という。この甲骨文字が中国における最古の文字であり、漢字の最初の形である。甲骨文字は亀の甲羅や獣骨のような硬いものに、鋭い刃物で刻みつけたものであるから線刻の文字である。この地下に埋まっていた甲骨文字が発見され、

その存在が知られるようになったのは一八九九年である。小屯の殷王の墓からは、またすぐれた多数の青銅器が出土した。ことに武丁の妃とされる婦好の墓（一九七六年発掘）は、他の王墓がほとんど盗掘を受けているにもかかわらず、幸いに盗掘を免かれて、埋葬当時のままの姿で残されていた唯一の墓室である。婦好墓出土の二〇〇点余りの青銅器には、「婦好」などの簡単な銘が加えられている。その後次第に青銅器の作器の由来をしるす銘文が鑄込まれた器が作られ、殷末の青銅器には、ときに数十字に及ぶ銘文を持つものがある。青銅器に鑄込まれた文字を金文という。

及ぶこともある。金文は青銅器ができあがってから刻みこまれたものではなく、青銅器を鑄造する過程で、青銅器の鑄型に銘文用の鑄型を、主として青銅器の内壁に取りつけて鑄造してできた文字である。したがって、直線も多く使った線刻の甲骨文字とは異なっていて、柔らかな曲線の文字が多く、その線も肉太の線である。

ほとんど文献が残されていない時代のことであるから、これらの甲骨文や金文は、当時の事情を考慮することのできる貴重な同時資料である。

甲骨文に用いられている文字の数はほぼ五〇〇〇字。そのうち後にまで使用されている文字の数は、ほぼ二〇〇〇字である。



金文に用いられている文字数はほぼ四〇〇〇字。そのうち後にまで使用されていて、解説することができる文字の数は、約二〇〇〇字である。

甲骨文字・金文には象形の字が多く、字形の示す意味を理解することができるものが多い。また、文字の形を考えることができる。

甲骨文字と金文は、字形や文字の構造の上では大差がなく、漢字の原形を示している古い字として、基本的には同類の字として扱うことができる。漢字の形とその意味との関係を理解し、漢字の成り立ちを知るためには、甲骨文字と金文とを基本の資料としなければならない。

二 籀文・古文・篆文

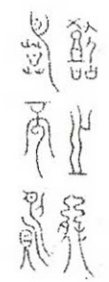
西周期の次の春秋期（紀元前七七〇年～前四〇三年）になると、諸侯各国が地域的に分裂・割拠して、漢字の統一性が失われ、北方の中山国、東南地方の呉・越のように、独自の様式の字が使用されるようになった。字形も変化し、複雑な字形と簡略な字形との差も著しくなっており、その簡略化した文字は、六国古文という。

西方から興って、紀元前二二一年に六国を統一した秦は、もとの西周の地に入ってその地を根拠とし、その地の文化を継承した。それで秦の初期の遺品とみられる石鼓文（鼓形の石に刻まれた文。今はおよそ四〇〇字余りの文字が残っている）には、西周後期の金文の





秦代の篆文



鳥虫書

「申」の字の変遷



甲骨文字 金文 籀文 古文 篆文

文字の字様が残されている。秦は天下を統一すると、六
国の古文を廃止し、秦の地に残されていた字様の篆文
(小篆ともいう)を統一の文字とした。その字は西周後
期の美しい線状の文字、すなわち篆意の強い文字である
ので篆文という。申の字の変遷でわかるように、石鼓文
にみられるような画数の多い繁体の字を籀文(大篆とも
いう)、六国の簡略化して本来の字形を失ったものを古
文という。そして呉・越のように、文字の筆画の先端に
鳥や虫の形などを装飾的に加えたものを鳥虫書という。

後漢の許慎が紀元一〇〇年に著した「説文解字」は、
篆文を主とし、参考として籀文・古文の字形を収めてい
る。許慎が「説文解字」を著したとき、甲骨文字や青銅
器は出土しておらず、許慎は漢字の最も古い形の甲骨文
字と金文を知ることがなかった。篆文・籀文・古文には、

は、秦の法令の類を記した睡虎地秦墓竹簡とよばれるも
のが約千箇条ほど出土している。これらのものは筆で竹
の札に直接書いたもので、筆記体として簡略な字形で書
かれており、同じ字であっても筆画が少しずつ相違する
など、かなり自由に記されている。その文字はだいたい
古文の系統に属するものとみてよい。

木簡(文字を書くための木の札)は竹簡よりも札の幅
が広く、また運筆しやすいこともあって、筆意を示しや
すく、書としての美的な感覚を求めることができる。そ
れで筆のさばきを生かして、抑えや撥ねの美しさを求め
る書体が生まれた。篆文は字の構造が複雑で曲線的な字
であるが、隷書は直線的
であり、かつその線のさ
ばきを主とするもので、
後の書法の原点となっ
た。漢・魏の時代(紀元
前二世紀〜紀元三世紀)の石刻の書には、この隷書のも
のが多い。隷書の筆端のさばきをやめて、筆端を取めた
ものが楷書、筆さばきを速めたものが行書・草書となる。
文字の構造を考える上では、甲骨文字・金文を第一と
し、籀文・古文を補助資料として考えるのがよい。許慎



隷書

「彝」の字の変遷



甲骨文字 金文 籀文 古文 篆文

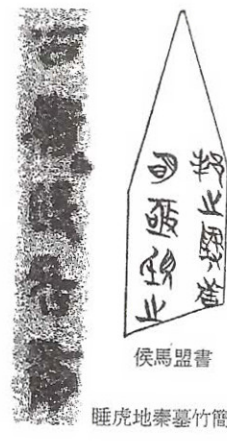
たとえば彝の字のように、すでに文字の原形を失ってい
るものが多いのである。

三 簡冊の字・隷書

甲骨文字・金文のほかに、今も残されている古い文字
資料としては、玉書、竹簡・木簡の類がある。

玉書(玉に書かれた書)には、一九六五年にもと晋の
都が置かれていた山西省侯馬市から発掘された侯馬盟書
がある。春秋期の大国の一つであった晋が、趙・魏・韓
の三国に分裂しようとする際に、趙の宗族が一致して行
動する盟約を、平たくて先が尖った玉に朱で書いたもの
が数百点発見さ
れ、侯馬盟書とよ
ばれている。

竹簡(文字を書
くための竹の札)
に書かれたもので



侯馬盟書 睡虎地秦墓竹簡

の「説文解字」は、篆文を主として字形の解釈を試みた
ものである。

四 「説文解字」

「説文解字」(以下「説文」という)は、後漢の許慎が
篆文・籀文・古文、その他当時見ることのできた資料に
よって、その字形を研究し、九三三三字を五四〇の部首
に分け、その部首によって字形を説明するという方法を
とった字形の研究書である。また六書によって文字の成
り立ちを説明し、その字の意味を述べている。字形の研
究としては最も早いものであり、またその後、この「説
文」に匹敵する研究はなかった。

秦が滅亡して漢の時代になると、散逸していた古い文
献を蒐集・整理することが行われ、古い字形に対する知
識が要求されるようになった。「説文」はその要求に
応え、文字の全体がまた存在の秩序のあり方と
対応するというので、当時の天人合一、陰陽五行の思想
に本づいて、一より発して三となり万象となり、万物は
また十干・十二支によって循環するというので、最後に
十干・十二支の字で収束するという方法をとった。文字

の全体を、一種の自然観に合致する思想の体系をあらわすものとして説明する。やがて「説文」の原本は失われたが、北宋時代の九八六年、徐鉉が「説文」を校訂して（書物の文字・語句の誤りを正して）「説文」の校訂本（大徐本という）を作った。本書の解説に引用した「説文」は、その校訂本である。

五 六書について

漢字の構成法について、「説文」の叙に六書、つまり六通りの漢字の構成法が説明されている。六書とは象形・指事・会意・形声・転注・仮借で、「説文」にはそれぞれその説明が加えられている。

象形とは、ものの形をそのまま象ること、ものの形を写し取ることである。「説文」は例として日・月の字をあげている。日はまるい太陽の形の中に、中がからっぽの輪ではなくて中身があることを示すために、小さな点を加えた。月は、月が満ち欠けするので三日月の形にする。大は手足を広げて立つ人を正面から見た形、女は手を前で重ねて跪いている女の人の形である。

指事は見てすぐ理解されるように、事物の関係を示す

は工で、古くから長江（揚子江ともいう）の意味に用いる。河は音符は可で、黄河であり、北方の川であった。象形や会意の方法では表しがたい山河・鳥虫・草木などの事物の名は、だいたいこの方法で表す。木の名は木偏、金属性のは金偏をつける。木や金のように部首とさされている字には、そのような分類を示す限定符として用いられているものが多い。

形声の字には限定符を後になって加えた字がある。たとえば、申は神（かみ）のもとの字、土は社（やしろ）のもとの字であった。申は稲妻の走る形、土は縦長の饅頭形にまるめた土を台の上に置いた形で、ともに象形の字である。しかし申が「のびる」の意味に、土が「つち」の意味に用いられるようになり、字の意味が分化してくると、本来の「かみ」、「やしろ」の意味を限定するために、示（神を祭るときに使う机である祭卓の形）を加えて神（神）・社（社）とした。「説文」では神・社とともに会意の字としているが、甲骨文字や金文では申を神、土を社の意味に使用しており、示のちに付け加えたものであることが知られる。それで申・土は音符（声符ともいう）として用いられているだけではなく、その意味を含めて使われているので、このような関係のもの

ものである。「説文」は例として上・下の字をあげている。上は掌の上に指示の点をつけて掌の上を示し、下は掌を伏せ、その下に指示の点をつけて掌の下を示し、それぞれ「うえ」と「した」の意味を示す。このような事物の関係についての表示を指事という。

会意は二つ以上の字の要素、象形や指事の字を組み合わせて、新しい意味を表すものである。「説文」は例として武と信の字をあげている。「説文」十二下に戈を止める（兵戦をやめさせる）ことを武というとする。信は「説文」三上に「誠なり」とする。このような「説文」の解説には、会意について必ずしも適確でないものがある。武は戈と止（趾の形で、進むの意味がある）とを組み合わせた形で、戈を持って進み、戦うときの歩きかたであるから、「いさましい、たけし」の意味となる。信は人と言（神への誓いのことば）とを組み合わせた形で、神に誓いをたてた上で、人との間に約束したことを信といい、「まこと」の意味となる。

形声は音符によってその字の音を表すものである。川や水の関係の字は氵（さんずい）を字の属する分類を示す限定符として、それにその字の音符を加える。「説文」は形声の例として江・河の二字をあげている。江は音符

を亦声という。

転注については、「説文」に「建類一首、同意相承く。考老是なり」と説くが、その意味があまり明らかでなく、研究者の間にもまだ一致した解釈は得られていない。「説文」では、部首の老部に収める字については、壽（寿）・考・孝など十字すべて「老の省に從ひ、巧聲」のような形式で説明している。このことから考えると、たとえばふくらんだものを畱（ふ）といい、ひとつながりに連なったものを侖（れん）といい、畱・侖を字の要素とする字に一貫した意味が与えられているというような関係の字を転注という解釈することができよう。同じ音符をもつ多くの字が、その音符のもつ意味と音とを共有するという関係が転注である。いわゆる六書の中で、他にこのような関係の字を一類とする規定がないからである。

畱 侖（せまる）・副（そう）・幅（はば）・輻（車
の矢）

侖 倫（兄弟など、なかま）・淪（きぎなみ）・綸（より合わせたつりいと）・輪（車の並んだわ）

このような関係を「同意相承く」と規定することができると思われる。

仮借については「説文」に「本、其の字無く、聲に依

りて事を託す」として、令・長の二字をその例としてあげている。令は深い儀礼用の帽子を被り、跪いて神のお告げを受ける人の形で、神のお告げとして与えられるものを令といい、「おつげ、いいつける」の意味となる。これを命令者の意味とする。長は長髪の人の形で、長髪であるから、「ながい」の意味となる。これを長老の意味とする。仮借は、字形として表しがたいものを、同じ音の別の字の音のみを借りて表すことであるが、令・長は音のみを借りた字ではない。このように意味の関連があるものではなく、たとえば代名詞や方位の名のように、はじめから字形として表すことができないものを、同じ音の字を借りて表すことを仮借という。我はもと鋸の形、余はもと把手のついた長い針の形であるが、我と余をそのもとの意味とは関係なく、一人称の「われ」の意味に用いるのは、その音を借りる仮借の用法である。東は上下を括った藁の形、西は鳥の栖の形であるが、方位の名の「ひがし」と「にし」の意味に用いるのは仮借の用法である。仮借は字の構成法ではなく、字の用法をいう。

以下、「説文解字」のほかに、解説本文中に引用した主な文献についても簡単に紹介しておく。

- ＊
- 〔詩経〕 紀元前九世紀～前八世紀ころを中心とした、中国の古代歌謡三〇五篇を集めた書。各国の民謡や貴族社会の儀礼・宴遊歌、周・魯・商の廟歌。
 - 〔書経〕 堯・舜の神話時代から周代までの記録を集録した書。「詩経」に次いで古い文献。
 - 〔周礼〕 周代の官制を中心とした制度を述べた書。
 - 〔礼記〕 祭祀・儀礼・喪葬・教学などの礼に関する記録。
 - 〔春秋左氏伝〕 魯国の編年史「春秋」のために左丘明が著した伝（解説）。史実を詳しく述べている。
 - 〔論語〕 孔子とその弟子たちの言行を記録した書。孔子の言動には、そのすぐれた人格を思わせるものが多く、のち儒教の経典とされた。
 - 〔孟子〕 戦国時代の魯の孟軻の編纂した書。
 - 〔爾雅〕 漢代に成立した中国最古の字書。古い経伝の注を集めて、字の意味などを記している字書。
 - 〔広雅〕 魏の張揖が著した訓詁形式の字書。「爾雅」を基にし、これを増補したもの。
 - 〔玉篇〕 顧野王（六世紀の人）が著した字書。「説文解字」を増広し、一万六九一七字を収める。字形の説明はなく、音と意味を記した字書。

『常用字解』

漢字の成立について

白川でございます。本日はお招きを受けまして、多数の方々の御参会を得まして、大変嬉しく思っております。

私は中国の古代を研究して、それを我が国の古代の研究に役立てることができないか、「比較文化史」というような形で研究することができないかということを考えまして、中国の古代研究に出發をしてきたのでございます。そうして、段々古い資料を調べておりますうちに、中国の最も古い、殷代の甲骨文という資料が、丁度私が読書生活を始めました頃に、著録として紹介された。私の研究にとっては、大変幸運であったと考えております。古人が見ることのできなかった、三千数百年昔の資料が、現実に目の前に提示され、資料として提供されたわけでありますから、これを是非とも研究したいというふうに考えまして、古代文字の研究に入ったわけであります。